

ふたば便り

ふたば税理士法人

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所：札幌市北区北7条西6丁目2-34 SKビル7F

東京事務所：東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

2010年9月号 (Vol. 97)

円満相続のためにできること (その4) ～相続税～

相続税は誰にかかる？

相続税は、人の死亡によって、亡くなった人の財産をもらった個人にかかる税金です。株式会社などの法人が人の死亡によって財産をもらっても、財産をもらった法人には相続税はかかりません。

相続税はどのくらいの財産があるとかかる？

相続税は、財産が一定以上の場合にかかります。具体的には、以下の算式で計算した基礎控除以下の財産である場合には相続税はかかりません。この場合、相続税の申告も不要です。

$$5,000 \text{ 万円} + (1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$$

法定相続人とは、民法によって決められた相続可能な人のことです（遺言によって法定相続人以外の人に相続させることも可能です）。

- ①配偶者は常に法定相続人
- ②第一順位・・・子供
- ③第二順位・・・親
- ④第三順位・・・兄弟姉妹

配偶者以外は②～④の順に相続人になります。②～④のうち順位が高い人がいた場合、順位の低い人は遺産を相続できません。例えば、亡くなった人に子供がいた場合は父母や兄弟は遺産を相続することができません。

配偶者には相続税がかからないの？

配偶者には遺産分割や遺言によってもらった遺産額が、**法定相続分以内**であれば相続税はかかりません。また、法定相続分を超えて相続しても、**1億6,000万円**までは相続税はかかりません。これを配偶者控除といいます。配偶者控除を使えば大幅に相続税負担を少なくすることができます。ただし夫婦は同世代であることが多いため、短期間のうちに残された配偶者の相続が発生するケースが多く（2次相続）、残された子供たちの税負担が多くなってしまいます。相続税対策を考えるのであれば2次相続まで考慮することが大切です。

法定相続分とは遺言がない場合に民法で決められた分け方です。必ずしも法定相続分で遺産を分けなければならないわけではありません。

- 遺族が①配偶者と子供の場合の法定相続割合・・・配偶者 2/1 子供 1/2
- ②配偶者と親の場合の法定相続割合・・・配偶者 2/3 親 1/3
- ③配偶者と兄弟の場合の法定相続割合・・・配偶者 3/4 兄弟 1/4

どんな財産に相続税がかかるの？いくらで評価するの？

現預金のほか、土地や建物、有価証券、家庭用財産、死亡退職金、死亡保険金などにもかかります。現預金はそのままの額で評価しますが、土地や建物などは路線価や固定資産評価額などをもとに評価します。会社の株を持っている場合には基本的には会社の決算書（貸借対照表）をもとに評価します。

相続税の節税はできるの？

財産をあげたい人に生前贈与をしていくことや、そのまま評価される現預金を評価が低くなる不動産に変えることが考えられます。節税策を考える場合は、あくまでも相続円満対策のひとつとしてとらえることが大切です。節税ありきでプランをたてると、のちのち問題になるケースが見受けられますので慎重に行う必要があります。

◆お知らせ◆大変恐れ入りますが、9月10日（金曜日）は社内研修のためお休みさせていただきます。